



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

続報

緊急事態措置等に関する支援金情報

6月号の記事で紹介した国の「月次支援金」以外にも、福岡市と福岡県がそれぞれ支援策を公表しています。事業所の所在地や売上の減少率、業種などによって申請先が変わります。また、申請先によっても必要書類が異なるなど内容が複雑ですので、申請漏れや間違いがないように気を付けましょう。以下、申請内容の概要を紹介します（記事の内容は個人事業者を対象としています）。

＜給付対象＞ 次のいずれにも該当する事業者

- ・「福岡県感染拡大防止協力金」の対象事業者ではないこと
- ・5月～7月各月の売上が2019年又は2020年の売上と比較して30%以上50%未満減少していること
（ただし、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業もしくは営業時間短縮または不要不急の外出自粛の影響による売上減少に限る）

事業所が福岡市の方は…

売上が減少した事業者への支援金

給付額

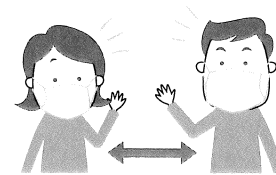
「2019年又は2020年の基準月の売上金額」－「2021年の対象月の売上金額」 **ただし上限10万円**

申請に必要な書類

- ①2019年及び2020年の確定申告書・決算書、2021年の対象月の売上を確認できる帳簿書類
 - ②宣誓・同意書（様式あり）、本人確認書類、給付金振込先通帳の写し
 - ③事業所等が福岡市内にあることを確認できる書類、取引先情報一覧（様式あり）、取引を確認できる書類の写しなど
- ※1月～3月分の売上が減少した事業者への支援金（福岡市）を受給した方は申請書類の簡略化ができます。
詳細は福岡市ホームページにてご確認ください。

申請期間・申請の方法

5月分⇒6月22日～8月31日、6月分⇒7月1日～9月14日、7月分⇒8月上旬申請開始予定
インターネット（<https://fukuoka-jigyoushashien.jp/>）または郵送での申請となります。



事業所が福岡市もしくは
北九州市以外の方は…

福岡県中小企業者等月次支援金

給付額

「2019年又は2020年の基準月の売上金額」－「2021年の対象月の売上金額」 **ただし上限5万円**

申請に必要な書類

- 上記、福岡市に申請する場合の①・②と同様の書類
- ③2019年～2021年の各年対象月における顧客（法人・個人事業者等）の情報が確認できる書類（様式あり）
- ※福岡県中小企業一時支援金の給付を受けた方は、今後、申請の入力項目等が簡略化される予定です。
詳細は福岡県ホームページにてご確認ください。

申請期間・申請の方法

5月・6月分⇒6月18日～8月31日、7月分⇒8月申請開始予定
原則インターネットによる申請です。申請用ホームページ <http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>
この他にも福岡県は、飲食店と取引のある酒類販売事業者向けに、上限20万円の支援金を発表しています。
対象となる方は福岡県ホームページにて詳細をご確認ください。

国民健康保険料の減免申請ができます

令和2年度分につき、令和3年度分の国民健康保険料についても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険料の減免申請ができます。ここでは福岡市のケースをご紹介します。福岡市以外にお住まいの方でも同様の制度がありますので、各市町村のホームページ等をご確認ください。



対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の収入(売上)減少が見込まれる世帯で、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯の方
 - (1) 令和3年中の年間の事業収入(売上)・不動産収入・給与収入のいずれかが、令和2年中と比べて30%以上減少する見込みである(見込み額の算出が難しい場合は、前月分までの平均額などで計算します。)
 - (2) 令和2年中の所得(事業所得の場合:収入から必要経費・青色申告特別控除を差し引いた額)の合計額が1,000万円以下である
 - (3) 30%以上の収入減少が見込まれる所得以外の令和2年中の所得の合計が400万円以下である

※令和2年中の事業所得が0円以下の場合には減免されません。

※国や自治体から支給される各種給付金は、収入には含まませんが、提出する収入申立書への記載と給付金の決定通知書の添付が必要です。

対象となる保険料・減免される額

令和3年4月から令和4年3月までに保険料の納期限が到達するものが対象となり、減免額については令和2年中の所得金額によって異なります。

申請の際は、令和3年中の収入が分かる売上台帳などが必要です。帳簿の確認等が必要な方は、ご予約のうえご来会ください。

申請に必要な書類

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免申請書、提出物チェックリスト(様式あり)
 - ・ 収入申立書(様式あり)
 - ・ 令和2年中の収入額が分かる書類(令和2年分確定申告書等の写し、(受給している場合は)各種給付金の決定通知等)
 - ・ 令和3年中の収入状況が分かる書類(売上台帳などの写し、各種給付金を受給している場合は給付決定通知等) など
- ※事業の廃業や生計維持者の死亡等による申請の場合は、別途書類が必要です。詳しくは福岡市ホームページでご確認ください。

申請期限・提出先・提出方法

令和4年3月28日までに住所地の区役所まで郵送にて提出

会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を6月28日(月)にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただいていない会員さまには、再度請求書を同封しております。大変申し訳ございませんが、当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際にご持参をお願いいたします。

法律相談日

弁護士の橋先生による無料相談会

7月16日(金) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?
ご希望の方は上記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。※詳細は事務局までお問い合わせください。

税務相談日

税理士による無料相談

7月5日(月)・15日(木)・8月2日(月)

10時～12時 / 13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々
ご希望の方はご予約をお願いいたします!

行事予定日	行事内容
7月1日(木)～ 7月9日(金) ※平日のみ	源泉税納付事務相談会 ※詳細は6月号をご覧ください
7月12日(月)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
7月15日(木)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)
7月5日(月)・15日(木)	税務相談日 10時～12時、事前予約をTELにてお願いします。
7月16日(金)	法律相談日 15時～17時、事前予約をTELにてお願いします。
8月2日(月)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

本文にも記載がありますが、6月号でお伝えした福岡県の支援金給付対象は、政令市の方以外となっておりますのでご注意ください!

5月から始まった緊急事態宣言はようやく解除されましたが、まだ飲食店の時短要請などは続いているので、普段通りの日常にはほど遠い印象ですね。福岡市ではコロナワクチンの接種券が64歳以下の人にも配布され始めたので、これから接種が進めば、徐々に以前の状況に戻ってほしいものです。